

「学校教育法施行細則」の一部改正の概要

1 概要

学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）により学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正されることに伴い、学校教育法施行細則（昭和38年規則第111号）の一部を改正する。

2 改正の内容

専修学校専門課程に専攻科を設置できるようになり、設置するには県への届出が必要になることに伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日